

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持椅子、
頭部保持具、起立保持具、排便補助具の価格根拠：
仕入価格の変化率等調査と福祉行政報告例に基づく分析

研究代表者 中村 隆 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
研究協力者 我澤賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
研究分担者 山崎伸也 国立障害者リハビリテーションセンター

研究要旨

本研究の目的は、ここで取り上げる対象補装具種目（補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具、排便補助具）について、補装具費支給制度における基準の補装具としての妥当な価格水準や購入・修理等項目の体系の検討に資するための基礎情報を示すことである。引いては補装具費支給基準の価格改正の検討に資する基礎情報を提供する。具体的な目標は、前回の基準改正（令和3年4月）直前時点である令和2年度以降の当該補装具販売店の仕入価格の変化率を明らかにすることである。これと併せて可能である種目およびその細目（名称）について、基準の価格の数値を仕入価格や「基準の補装具としての実売価格の平均値」と高低比較した結果を明らかにする。

本来基準の補装具の価格根拠を把握するには、前提として基準の仕様が明確で実態に合ったものである必要があり、そうでなければどの製品の価格・供給費用等を調べればいいのか自体が定かとならない。また、そのうえで供給者が採算を取ることができるような利用者向け販売価格を把握する必要がある。しかし、今回は時間的制約と昨今の物価上昇を鑑み、価格の変化率に焦点を当てることとし、可能な範囲で追加の分析を行った。

主要な結果はつぎのとおりである。（1）排便補助具を除く8種目について令和2年度から調査直近時（令和4年8月～令和5年1月）にかけての仕入価格の変化率のデータを得て、平均値を算出した。単純平均は+5.4%～+15.7%、加重平均は+2.0%～+23.2%であった。（2）補聴器の一部、歩行器の一部、起立保持具において、仕入価格の平均が基準の価格を超えていた。

（3）「起立保持具」、「頭部保持具」、「排便補助具」では、令和3年度における基準の補装具としての実売価格の平均値が基準の価格を上回った。特に「起立保持具」、「排便補助具」では実売価格が基準価格の9倍以上と両価格が大きく乖離していた。

今後、基準における仕様が明確かつ実態に合うよう見直すことが必要である。それを実現してこそ、供給者が採算を取ることができる形で持続的に用具を供給できるという意味で妥当な価格について、初めて議論が可能になると考えられる。

A. 研究目的

a-1 研究の目的・目標

本研究の目的は、ここで取り上げる対象補装具種目（補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、

頭部保持具、起立保持具、排便補助具¹、歩行器、歩行補助つえ) について、補装具費支給制度における基準の補装具としての妥当な価格水準や購入・修理等項目の体系の検討に資するための基礎情報を示すことである。引いては補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定などに関する基準 ([1]、以下「基準」) の価格改正の検討に資する基礎情報を提供する。具体的な目標は、前回の基準改正 (令和 3 年 4 月) の直前時点であり改正検討の基礎となる価格根拠調査が行われた令和 2 年度時点以降の当該補装具販売店の仕入価格の変化率を明らかにすることである。これと併せて、種目・名称の基準における価格の構成や得られた情報等の条件により可能である場合については、基準の価格の数値を仕入価格や「基準の補装具としての実売価格の平均値」と高低比較した結果を明らかにする。

a-2 価格の変化率に着目した背景

本来、公定価格は供給者が持続的に供給できるような価格であるべきで、そのためには供給者が採算を取ることができる必要十分な価格水準を把握するべきである。このような観点から、前回基準改正前の価格根拠調査では、基準の補装具と同じ仕様の用具の補装具費支給制度外の販売価格を主たる調査項目として実施された ([2])。しかるに、本研究では妥当な価格水準そのものではなく価格変化率に主として焦点を当てたのは、次のような背景がある。

本調査の対象となった種目やその細目 (名称) の一部は、その実勢価格が基準の公定価格を上回るものが既に示されている ([2]、[3])。しかしそうした種目・名称の少なからぬ部分で公定価格は 10 年以上据え置かれている。このような状況の理由は色々考えられるが、そのひとつとして、基準に記載されているこれらの種目・名称の基本構造等として定められた用具の仕様が必ずしも明確でなかったり、時間の経過を経て実態と合わなくなっていたりするこ

とが考えられる。一見基本構造等の記載が仕様を明確に規定しているように見える場合も、必要条件を示すのみでどこまでいけばオーバースペックなのかが判断し難いように見受けられるものもある。このような基準における仕様の曖昧さ実態との齟齬は、価格の調査対象となる用具の製品像をブレさせる。前回調査では既述のように「基準の補装具と同じ仕様の用具」の価格を調べるとしていた。しかし、「基準の補装具と同じ仕様」という条件では、基準の使用自体の指す範囲が必ずしも明確でないケースもあるため、オーバースペックかもしれない仕様を持つ高価なものも調査対象に含まれてしまいうることになる。そして、それが本当にオーバースペックなのか、基準のあるべき仕様に対応しているのかは、明確に判断をすることはできない。

こういう状況を考えれば本来採るべき研究手順は、例えば下記のようなものであろう。

<本来の作業の第 1 段階>

基準に定められた用具の仕様が具体的に何を指すのか明らかにする。基準に定められている仕様が曖昧であったり実態に合わない場合は、基準の補装具として妥当な仕様について検討し、案を作成する。

<本来の作業の第 2 段階>

前項の仕様に対応する用具について、販売事業者が採算を取るのに妥当な水準の利用者向けの販売価格を調査により明らかにする。この「採算を取るのに妥当な水準の利用者向け販売価格」を明らかにするための調査事項として、補装具費支給制度における基準の補装具の販売価格そのものは公定価格であるため原則どおりであれば自明であり妥当ではない²。考えられる案として、例えば、該当仕様を持つ用具の補装具費支給制度外での実勢販売価格を調べることが挙げられる。

¹ ただし排便補助具については調査対象としたものの、後述するように有効回答を得られなかった。そこで、後述するように既存統計による分析のみ行うこととする。

² ただし、「C. 調査結果・考察」で述べるように、基準の公定価格が必ずしも適用されていないと思われる種目も見られる。

しかし、こうした作業を対象種目のすべてについて行うには、多様な技能を持つ人員と時間が必要である。事実上本研究の対象種目に関する調査を請けたのが令和4年11月であり研究期間が終了する令和5年3月末まで半年程度の時間しか残されていなかった。そのため、上述のような本来の作業を行い、得られたデータを分析し結果をまとめるのは事実上不可能であった。

本来の作業を実施できない状況がある一方、本研究実施時期の特殊事情がある。それは近年の物価上昇である。企業間の売買取引の財に着目した物価指数である企業物価指数は、令和2年度から令和5年1月にかけて2桁の上昇率を見せた[4]。今後の物価動向については日本銀行の政策委員会金融政策決定会合議事要旨（2023年3月9、10日開催分）に「物価の先行きについて、委員は、（中略）23年度半ばにかけてプラス幅を縮小していくとの見方で一致した。」とある一方である委員が「想定よりも高い物価上昇が持続することも考えられると述べた」との記載もある（[5] p.10, 11）。この物価上昇にともなう当該用具の値上がりを評価する必要があると考えた。

以上の状況を考慮し、採算の取ることができる公定価格水準を把握しようとすることは諦め、物価上昇に対応するため令和2年度以直近時点（令和4年8月～令和5年1月）にかけての対象種目である用具の価格変化率を把握することとした。

B. 研究方法

b-1 調査の概要

対象補装具の販売店を対象に調査票をメールにて配布し、回答を求めた。調査票については、本研究分担報告書末尾の付録に収録する。調査実施期間は令和5年1月～3月であった。

価格変化率を調べる対象価格としては、補装具費支給制度外の利用者向け販売価格、利用者向け販売

事業者等の仕入価格が考えられる。ここでは、利用者向け販売事業者の仕入価格（製造事業者を兼ねている事業者については卸価格）を対象とすることとした³。

b-2 具体的な調査内容

補装具のうち、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具、排便補助具、歩行器、歩行補助つえの各種目について調査票を用意した。基本的に今回の調査対象全種目について共通の設問であり、以下で説明する。ただし、一部特定の種目のみに設けた記入欄もあるので、その場合特記する。

基準の補装具と同等の機能を持つ機種について、下記の記入回答を求めた。ここで、「基準の補装具と同等の機能を持つ機種」には、補装具費として支給対象外の機種（完全自費購入等）も含む。

補装具利用者への販売製品毎に下記の項目についてを回答してもらった。

販売製品ごとに回答を求めた事項

- ・種目の下の細目（基準での表記は「名称」）。
※「名称」が設定されている種目のみ（補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ）。
- ・期間1（令和4年8月～令和5年1月）にいたる期間2（令和2年4月～令和3年3月）⁴からの仕入価格の変化率。
- ・販売台数（令和3年度）。
- ・国内仕入れ品、輸入品の別 ※補聴器のみ

（以下、任意回答）

- ・期間1（令和4年8月～令和5年1月）における仕入価格。
- ・期間2（令和2年4月～令和3年3月）における仕入価格。
※上記ともに自社製造品の場合、仕入価格の

³ 価格変化率を調べる対象として仕入価格を選択した場合、利用者向け販売店が直面する調整・加工等の費用の変化は反映されない点で限界がある。

⁴ 基準の改正が発行した令和3年4月に先立ち、改正の基礎となる価格根拠調査が実施されたのは令和2年度であるため、このように期間2を設定した。

代わりに卸価格。

- ・当該機種名・型番。

種目単位で回答を求めた事項

(以下、任意回答)

- ・補装具費支給制度における当該種目の取り扱いについての意見（自由記述）。※補聴器のみ

b-3 調査対象者

- ・補聴器： 日本補聴器販売店協会会員（配布数 40、回収数 24）
- ・車椅子、電動車椅子。歩行器、歩行補助つえ、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具： 日本車椅子シーティング協会会員（配布数 24、回収数 21）

b-4 分析方法

仕入価格の変化率の算出

上記の回答をもとに、基準における「名称」ごとに前回改正前調査年度（令和 2 年度）から調査時点およびその調査直近時（令和 4 年 8 月～令和 5 年 1 月）にかけての利用者向け販売店における仕入価格の平均変化率（単純平均、加重平均）の算出を行う。平均変化率の算出にあたっては、種目全体の値、名称ごとの値をそれぞれ算出する。

なお、令和 3 年度の基準改正時に一部の名称について価格変更が行われた種目については、当該用具供給をめぐる経済的な状況によってはこの基準価格の変更が仕入価格に影響することが考えられる。そこで、基準価格変更の影響を除いた価格変化率を調べるため、令和 3 年度に向けた基準改正検討に際し、一部の名称について基準の価格が改正された種目（補聴器、電動車椅子）については、上記と併せて、価格変更のなかった名称だけを計算対象とした種目の平均変化率を算出する。

仕入価格平均値と基準の価格（公定価格）との比較

さらに、基準において付属品などのバリエーションがなく、当該種目もしくは当該名称ごとに基準の補装具として定められている 1 用具あたりの公定価格を確定できるものについては、仕入価格の加重平均と基準の価格（公定価格）との比較を行う。これは、仕入の段階で販売店にかかる経費等を上乘せしなくとも基準の公定価格を超えているかについて確認することを想定している。該当種目は以下のとおりである：歩行器、歩行補助つえ、起立保持具、頭部保持具、排便補助具。さらに上記条件に該当しない補聴器についても、一部の名称については対象となる加算項目の数・金額が限定的であるため、併せて比較を行う。

なお、比較対象とする基準の価格は、基準に記載された価格そのものではなく補装具費事務取扱指針の記載に従って 100 分の 106 を乗じた価格とする [6]⁵。

（既存統計との比較）福祉行政報告例から算出される基準の補装具としての実売価格と基準の価格（公定価格）との比較

基準の補装具として、名称の設定がなくかつ付属品などのバリエーションもない、想定された公定価格が 1 種類のみである種目については、厚生労働省の統計である福祉行政報告例に記載された購入金額の総額を購入の決定件数で除算することにより、基準の補装具購入 1 件あたりの金額、つまり基準の補装具としての実売価格の平均値を得ることができる [8]。これを該当種目について算出した。該当種目は以下のとおりである。：起立保持具、頭部保持具、排便補助具。

前項と同様、比較対象とする基準の価格は、基準に記載された価格そのものではなく補装具費事務取扱指針の記載に従って 100 分の 106 を乗じた価格とする。

その他

補聴器については、国内仕入れ品、輸入品のみでの平均価格変化率の算出結果や、補装具費支給制度分の 106 の乗率が適用される。 [7]

⁵ 本調査対象種目はすべて非課税であるため、100

における当該種目の取り扱いについての意見をまとめた結果についても記載することとする。

C. 研究結果・考察

c-1 補聴器

(研究結果)

調査対象：日本補聴器販売店協会会員（配布数40） 回収数：24

調査内容について、補聴器独自の補足事項として、下記がある。

- ・自社製造品、国内仕入れ品、輸入品の別を記入してもらった。
- ・自社製造品の場合、仕入価格の代わりに卸価格を対象とした。
- ・期間1（令和4年8月～令和5年1月）、期間2（令和2年4月～令和3年3月）とも、それぞれにおける最高価格を記入対象とした。

仕入価格の変化率に関する基本的な調査結果は、表1aのとおりである。参考として、国内製造品（自社製造品、国内仕入れ品）のみ、輸入品のみを集計結果を、それぞれ表1b、表1cに示す。補聴器全体の価格変化率は、単純平均+5.8%、加重平均+5.7%であった。また、国内製造品における数値も概ね近い水準であった。輸入品は、単純平均+4.3%、加重平均+4.5%と全体平均よりやや低い数値であった。なお、国内製造品は、回答製品数で全体の77%、回答された販売個数で94%を占めていた。

なお、名称単位では、「耳あな型(レディメイド)」、「骨導式ポケット型」、「骨導式眼鏡型」については、有効回答を得られなかった。

表1aで「耳あな式(オーダーメイド)」の価格変化率の最低値が-2.0%となっており、仕入価格が低下した事例があった。同名称の回答29件中、低下の事例は最低値に該当する輸入品についての回答1件のみであった。

基準における一部名称の値上げの影響

令和3年度の基準改正時に「高度難聴用ポケット型」について価格の引き上げが行われた。「高度難聴用ポケット型」の仕入価格の変化率は、基準価格の引き上げ率(+21.6%)より小さかった。なお、「高度難聴用ポケット型」以外の、基準価格引き上げの

なかった名称についての価格変化率は、単純平均+5.4%、加重平均+5.7%であった。

表 1 a 基準の補装具と同等の機能を持つ補聴器の仕入価格の変化率

	販売事業者×製品	販売事業 者×製品	販売個数	価格変化率 仕入価格*				基準価格	
				価格変化 率が記載 された回 答数	価格変化 率が記載 された回 答数	単純平均	加重平均		最高値
補聴器	全体平均（※該当なしを除く）	96	96	11,279	+5.8%	+5.7%	-	-	-
	基準価格変更のない名称のみ	88	88	11,192	+5.4%	+5.7%	-	-	-
	うち								
	高度難聴用ポケット型	8	8	87	+9.8%	+8.4%	+21.6%	0.0%	+21.6%
	高度難聴用耳かけ型	41	41	3,563	+6.8%	+6.2%	+55.1%	0.0%	0.0%
	重度難聴用ポケット型	5	5	325	+2.6%	+0.4%	+7.1%	0.0%	0.0%
	重度難聴用耳かけ型	13	13	487	+2.4%	+1.3%	+11.4%	0.0%	0.0%
	耳あな型（レディメイド）	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	耳あな型（オーダーメイド）	29	29	6,817	+5.2%	+6.0%	+23.8%	-2.0%	0.0%
	骨導式ポケット型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	骨導式眼鏡型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	（参考）※全体平均には含まず 該当なし	5	5	699	+5.2%	+5.1%	+5.9%	+4.8%	-

* ただし、自社製造品については卸価格を調べた。

表 1b (参考) 基準の補装具と同等の機能を持つ補聴器の仕入価格の変化率：国内製造品のみ

		販売事業者×製品 数ベースの回答数		販売個数	価格変化率 仕入価格*				基準価格 令和3年 度改正に よる基準 価格の変 化率
		価格変化 率が記載 された回 答数	価格変化 率・販売 個数両方 が記載さ れた回答 数		単純平均	加重平均	最高値	最低値	
補聴器	全体平均 (※該当なしを除く)	74	74	10,653	+6.2%	+5.8%	-	-	-
	基準価格変更のない名称のみ	66	66	10,566	+5.8%	+5.7%	-	-	-
	うち								
	高度難聴用ポケット型	8	8	87	+9.8%	+8.4%	+21.6%	0.0%	+21.6%
	高度難聴用耳かけ型	29	29	3,198	+7.2%	+6.2%	+55.1%	0.0%	0.0%
	重度難聴用ポケット型	5	5	325	+2.6%	+0.4%	+7.1%	0.0%	0.0%
	重度難聴用耳かけ型	10	10	382	+1.3%	+0.3%	+4.2%	0.0%	0.0%
	耳あな型 (レディメイド)	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	耳あな型 (オーダーメイド)	22	22	6,661	+6.6%	+6.2%	+23.8%	0.0%	0.0%
	骨導式ポケット型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
骨導式眼鏡型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%	
(参考) ※全体平均には含まず 該当なし	5	5	699	+5.2%	+5.1%	+5.9%	0.0%	-	

* ただし、自社製造品については卸価格を調べた。

表1c (参考) 基準の補装具と同等の機能を持つ補聴器の仕入価格の変化率：輸入品のみ

		販売事業者×製品 数ベースの回答数		販売個数	価格変化率 仕入価格				基準価格 令和3年 度改正に よる基準 価格の変 化率
		価格変化 率が記載 された回 答数	価格変化 率・販売 個数両方 が記載さ れた回答 数		単純平均	加重平均	最高値	最低値	
補聴器	全体平均 (※該当なしを除く)	22	22	626	+4.3%	+4.5%	-	-	-
	基準価格変更のない名称のみ	22	22	626	+4.3%	+4.5%	-	-	-
	うち								
	高度難聴用ポケット型	0	0	-	-	-	-	-	+21.6%
	高度難聴用耳かけ型	12	12	365	+5.9%	+6.0%	+15.1%	0.0%	0.0%
	重度難聴用ポケット型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	重度難聴用耳かけ型	3	3	105	+6.2%	+5.1%	+11.4%	0.0%	0.0%
	耳あな型 (レディメイド)	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	耳あな型 (オーダーメイド)	7	7	156	+0.7%	+0.5%	+6.7%	-2.0%	0.0%
	骨導式ポケット型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
骨導式眼鏡型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%	
(参考) ※全体平均には含まず 該当なし	0	0	-	-	-	-	-	-	

補装具費支給制度における補聴器の取り扱いについての意見

補装具費支給制度における補聴器の取り扱いについての意見について、自由記述形式で回答してもら

った結果について、つぎに示す。得られた回答は、内容に基づくカテゴリに分類して示した。なお、原則として回答での記載内容をそのまま引用している。

補装具費支給制度における補聴器の取り扱いについての意見

●A 基準の補装具と同等仕様の補装具費支給制度外販売品との価格差について

- a-1 現状の補装具費は一般市販品との価格差が大きく販売店の利益に結び付かないため、支援法にて支給されたユーザーは一般市販にて購入したユーザーほど大事にされず、同等のサービス（店頭での補聴効果測定など）が受けられないケースを目にする。しっかりと補聴効果測定を実施し、調整技術を持った販売店への誘導と販売店に利益を持たせる適正な価格にすることにより市場の競争を生み、結果的にユーザーの利益に還元されると考える。・補聴器の修理が生じた場合、現状の流れでは、「修理申請→販売店にて預かり→メーカーにて修理見積→見積提出→修理券発行→メーカーで修理→販売店にてお渡し」となるが、高度難聴者にしか補聴器の支給が行われない日本に於いてこの間は聞こえないまま放っておくのか。多くのケースでは販売店が試聴器を無料で貸し出していると思うが、どこかに依存しなければ成り立たない仕組みは考え直す必要があるのではないかと。
- a-2 一般製品の価格は1月1日より平均5%の値上げが行われましたが福祉対象機種は据え置き。
- a-3 支給制度対象の補聴器の仕入れ価格については変動していないが、その他の補聴器については仕入れ価格が上がってきており、また、光熱費や家賃も上がっている。補装具の価格についての見直しをお願いしたい。
- a-4 弊社の仕入れ価格は、基準支給器種、一般器種ともに仕入れ値の値上げはなく（以下略）
- a-5 総合支援法補聴器も、メーカー競争原理が働き、各社中上級機種を投入してきています。実勢価格が15万～20万円の機能を有しており、現在の交付価格とのギャップが著しい。ユーザーの立場では、歓迎すべき向上点だが、多機能・高性能の恩恵を考えれば、交付価格の上昇も検討すべきだと思う。

●B 差額自己負担について

- b-1 補装具費支給にあたり差額自己負担で市販補聴器を交付することも増えてきましたが、市販補聴器の価格が値上がりしたためにお客様の自己負担金額が多くなっていますので、総合支援法の公費負担分も増えてくれば助かると思います。
- b-2 自治体によって異なる一般補聴器差額負担購入の統一指針を出してほしい。

●C 価格に占めるハードウェア以外の価格について

- c-1 ほとんど利幅がありませんので、結果的に奉仕となっております。特に真面目な店舗ほど試聴から初期調整だけで複数回(少なくとも5,6回程度)の対応を行うため、人件費だけで赤字となります。※デジタル調整加算¥2,000.-（1度きり）では補いきれません。補聴器フィッティングに関して、利益がないからと割り切った対応は店舗としてできませんので、厳しい状況です。補聴器の納品にかかる価格と適合フィッティングの価格をより明確に分けた価格改定ができれば良いと存じます。

c-2 高度用、重度用の価格差があるが、今日の補聴器供給の実務について考えて頂きたい。ハードウェアの費用がベースになっているようだが、フィッティングにかかる手数が大きくその技術料を評価した価格設定をお願いしたい。修理費についても上記と同じで構成部品の材料費ではなく、技術料の占める部分が多く現在一般市販で多く採用されている内部部品交換、外付部品交換それぞれ一律の価格設定を検討いただきたい。

●D その他価格に関する意見

d-1 補装具費（補聴器本体）の引き上げ・該当者のデシベルダウン（せめて50dBHL）・メーカー保証2年にして、修理費は据置

d-2 身体障害者の聴力レベルだと、明瞭度の良くない方が多く、補聴器のグレードも最低限であり、なおかつ片耳支給ということになれば、聞こえの対応と手間と粗利から総合的にみると大変な仕事である。

d-3 イヤモールドの価格についても検討願いたい。利用者の高齢化が進み自宅訪問を要するケースなどでは、採型に一度完成品装着に再度訪問と経費が賄えない。

d-4 給付金額が安すぎます。特に小児難聴の場合は初回フィッティングから決定まで数か月を要します。ベテランのスタッフが対応した場合、人件費などを計算すると給付決定時には既に赤字になっております。障害者の未来を考えているのであれば、補装具を支給する業者の未来も同時に考えてほしいです。

d-5 価格の引き上げ

d-6 地方自治体の場所によって、差額購入が認められているところもあれば、全く認められないところもあるので、住んでいる場所によって格差が発生しているので格差をなるべく減らし、均一化して欲しい。

d-7 補聴器修理基準価格表を現行にあったものにしていただきたいです。

d-8 高度難聴用ポケット型価格変動は基準価格引き上げに伴う上昇です。

●E 価格以外の制度運用に関する意見

e-1 支給決定について、多くのケースで医師の意見書による文書判定が行われているが、不正確な聴力データで判断されたのではと思われるものが散見される。意見書作成に携わる医師の研修を行ってもらいたい。また更生相談所の機能を充実して適正な支給判断が行われるよう期待したい。

e-2 支給券受領の際の判子の捺印ではなく、自筆署名の変更。

e-3 最近高性能の補聴器を希望される方が増えてきました。補装具の支給ではなく、補装具費の支給制度に改めることにより難聴者の方の選択の幅が広がるのではと考えます。

e-4 <補装具の修理に関して>補聴器修理品お預かり→見積作成→福祉へ修理申請→決定→修理開始→お客様へのお渡しまでの時間がかかり過ぎてしまう為、もう少し時間が短縮されるような仕組みにしていきたいです。

e-5 耳あな型（オーダーメイド）の支給条件が厳しすぎるのか要望が通らないケースが多い。両耳支給率の低さが諸外国との装用率格差を生んでいるように感じる。支給対象聴力レベルを50dBに引き下げ高齢者の社会参加を促す。語音明瞭度両耳50%以下で4級取得は撤廃すべき（不要）。

補聴器における2つの商品群：基準補装具用製品と一般向け製品

前項の「A 基準の補装具と同等仕様の補装具費支給制度外販売品との価格差について」で書かれているように、補聴器の供給における特殊事情として、基準の補装具に対応する同一（もしくは類似の）仕様を持つ2つの別個の機種名・型番を持つ製品があり、それらが並行して販売されているケースがある。ひとつは基準の補装具向きの製品（障害者総合支援法購入基準該当品、総合支援法補聴器など）であり、補装具費支給制度を利用する場合に販売される。そしてその利用者向け販売価格も、補装具の基準に基づく公定価格により規定される。これに対し、もうひとつは一般向け製品である。こちらは公定価格による制約を受けることなく価格設定される。両者の利用者向け販売価格には隔たりがあり、通常後者の価格は前者より高い[2]。

仕入価格もまた、前項の a-2、a-3 が示すように、基準の補装具向け製品と一般向け製品とで別の値動きをすることがあり、互いの価格水準に隔たりがある。a-2、a-3 が示すように販売店によっては基準の補装具向け製品では仕入価格が据え置かれている一方で、一般向け製品は仕入価格が上昇しているケースもあるようだ。考察を交えて言うなら、これは、補装具向け製品はその販売価格が公定価格で縛られておりそれが値上げされていないため仕入価格を引き上げにくく、一方で一般向け製品についてはそのような縛りがないことを反映しているのかもしれない。

今回の調査結果から、採算を考慮した値付けがされているであろう一般向け製品の仕入価格上昇率の

推定を試みることにする。ただし、今回の調査では個々の製品を、基準の補装具向き製品なのか、一般向け製品なのか、あるいはそれらを区別しないものなのかを記録していない。そこで、おそらく一般向け製品についてのものであろうと考えられる回答を次の条件により抽出する。

条件：調査直近時期である期間1（令和4年8月～令和5年1月）において、回答個別製品のうち、その仕入価格が基準の公定価格を上回るもの。ただし、比較する公定価格は、補装具費事務取扱指針の規定に基づき基準記載の生の価格に対し100分の106を乗じた額で評価すものとする⁶。

仮に基準の補装具向け製品の仕入価格設定が公定価格を意識して設定されているとすれば、これを超える設定はしないだろうことを考えれば、上記条件を満たす製品は一般向け製品である可能性が高いと考えられる。

以上の観点から、回答全製品のうち仕入価格の回答があったものについて加重平均価格を算出するとともに、上記条件を満たす一般向け製品と思われる製品について価格変化率を算出した結果を表1dに示す。

ここで得られた種目全体の価格変化率は、単純平均で+12.3%、加重平均で+10.3%と、回答全体を対象とした表1aにおける数値の約2倍であった。個々の名称で見ると、「高度難聴用ポケット型」については、回答全体のほうが価格変化率の平均値が高かったものの、それ以外に

⁶ 今回の調査では、付属品の有無等を問うておらず、補聴器本体にイヤモールド（基準の価格9,000円）、ダンパー入りフック（同240円）が含まれていたものが混じっていた可能性を必ずしも除去できない。回答販売価格にこれらの価格が含まれていた場合、比較対象である公定価格にこれらの公定価格をも加算しておくべきかもしれない。試みに、公定価格にこれらの価格を加算してみたところ、表1dの右側の該当回答が多少減り（計18件→14件）、「高度難聴用ポケット型」の該当回答数は0になった。しかし、仕入価格の価格変化率の種目全体平

均を表1aに示した全回答を対象にしたものの2倍程度になったという大筋の結果は変わらなかった。なお、そのほかの付属品である各種レンズや「重度難聴用耳掛け型」用FM型受信機、オーディオチューン、FM型用ワイヤレスマイクについては明らかに本体価格に含まれないと考えた。また、加算項目である「デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整」にともなう加算については、明らかに仕入段階では価格に含まれていないため考慮しなかった。

上記条件を満たす該当回答製品があった「高度難聴用耳かけ型」、「重度難聴用耳かけ型」、「耳あな型（オーダーメイド）」についてはいずれも

一般向け製品と思われるもののみの価格変化率のほうが高かった。

表 1 d 補聴器にかかる平均仕入価格の状況ならびに直近時における仕入価格が基準の公定価格を上回る回答についての価格変化率

		価格（単位：円）				期間1の仕入価格が令和4年度基準価格（100分の106乗算済み）を上回るものについて			
		令和4年度基準価格（100分の106乗算済）（A） 単位：円	回答仕入価格*の加重平均		差額 基準価格と期間1における仕入価格の差額（=A-B）	回答数 該当回答数	販売個数 該当販売個数	価格変化率 仕入価格*	
			期間1 （令和4年8月～令和5年1月）における仕入価格*(B) 単位：円	期間2 （令和2年4月～令和3年3月）における仕入価格 単位：円				単純平均	加重平均
補聴器	全体平均					18	1,260	+12.3%	+10.3%
	うち								
	高度難聴用ポケット型	44,096	33,912	31,117	+10,184	1	30	+7.1%	+7.1%
	高度難聴用耳かけ型	46,534	60,612	56,560	-14,078	13	1,057	+13.9%	+10.6%
	重度難聴用ポケット型	59,148	37,962	36,005	+21,186	0	-	-	-
	重度難聴用耳かけ型	71,338	90,975	86,097	-19,637	3	73	+7.7%	+7.6%
	耳あな型（レディメイド）	92,220	-	-	-	0	-	-	-
	耳あな型（オーダーメイド）	145,220	66,052	62,155	+79,168	1	100	+10.0%	+10.0%
	骨導式ポケット型	74,306	-	-	-	0	-	-	-
	骨導式眼鏡型	127,200	-	-	-	0	-	-	-

* ただし、自社製造品については卸価格を調べた。

仕入価格の加重平均と基準の公定価格の比較

表 1 d において、回答により得られた直近時点（期間 1）における仕入価格の加重平均（B）と公定価格（100 分の 106 を乗算済みの価格、A）を比較してみると、「高度難聴用耳掛け型」、「重度難聴用耳掛け型」において仕入価格（B）が公定価格（A）を上回っている。

仮に仕入価格の回答すべてにイヤモールドとダンパー入りフックの価格が含まれていたとしてもこの結果は変わらない。と言うのも、イヤモールドとダンパー入りフックの価格は 9,794 円（=（9,000 円

+240 円）×106／100）にすぎない。それに対し表 1 d に示した両名称の A-B の差額、すなわち公定価格から仕入価格を差し引いたときの粗利額（負値なので赤字額）にこの金額を加えても赤字は解消されない。

（考察）

- ・研究結果でも述べたように、補聴器は、ほぼ同一の仕様を持つ製品であっても基準の補装具向け製品と補装具費支給制度外向け製品とで別の機種名・型番を持つ別製品として販売され、利用者

向け販売価格も異なっている場合がある。これは今回調査対象とした他の種目にはない、補聴器業界の特徴である。このように基準の補装具向け製品と補装具費支給制度外向け製品とが分かれ、価格も別になっている。さらにこれらの自由記述によれば、基準の補装具用（福祉対象機種）は価格が据え置きであるのに対し、補装具費支給制度外向け製品（一般向け製品）は価格が引き上げられているケースがあることが示されている（a-2、a-3）⁷。また、今回収集した価格変化率情報においても表1dに示したように、ほぼ確実に一般向け製品と思われる回答だけから算出された価格変化率は、回答製品全体で得られた平均価格変化率（表1a）に比べて倍程度の水準であった。このことから、一般向け製品と基準の補装具向け製品との間で価格変化率に差があったのはこれらの数値からも裏打ちできると考えられる。こうした状況からの背景には、基準の補装具用についての利用者向け販売価格は公定価格が改正されない限り据え置かれるのに対し、補装具費支給制度外向け製品についての利用者向け販売価格は販売時業者の判断で自由に価格設定できること、そして利用者向け販売価格が据え置かれている前者については製作事業者側がそれを考慮した価格設定をする可能性が考えられることがある。

- ・「高度難聴用ポケット型」の仕入価格の変化率が他の名称と比較し大きかった（加重平均ベースで、+8.4%、これに対して補聴器全体では+5.7%）。この背景として、令和3年度の補装具費支給基準の改正時に「高度難聴用ポケット型」のみ価格が引き上げられたことがありとされる（34,200円→41,600円、+21.6%）。可能性として、令和3年度以前の段階で、製造事業者が基準の補装具向け製品の卸価格（利用者向け販売事業者から見ると仕入価格）を設定する際、基準の価格が低く抑えられていることに「配慮」し、卸価格を実際の供給費用の割に低めに抑えていたということが考えられる。こうした状況は前項で触れた「基準の補装具用（福祉対象機種）は価格が据え置き」

ということと整合的である。仮にこうした状況があったとすれば、基準の価格が引き上げられた名称については、仮に物価高等による供給コストの増加がなかったとしても「配慮」すべき制約の緩和にともなって製造事業者が卸価格を引き上げることが考えられる。他の基準価格の引き上げがなかった名称と比較し、「高度難聴用ポケット型」の仕入価格の変化率が大きかった背景にはこうしたことがあったように考えられる。「高度難聴用ポケット型」における仕入価格の変化率の回答のうち、その最高値が+21.6%と令和3年度の基準価格引き上げ率と同じ水準であったことも、こうした卸価格の設定基準をもつ製造事業者があったことを示唆する。さらに表1aと表1dの比較において、「高度難聴用ポケット型」のみは、一般向け用製品と思われる回答のみで算出した表1dの数値（加重平均で+7.1%）より基準の補装具向け製品を含んだ表1aの数値（同8.4%）のほうが変化率が高いこともこのことと整合的であるように考えられる。ただし、その一方で「高度難聴用ポケット型」においても他のいくつかの名称と同様に仕入価格の変化率の最低値は0.0%との回答も一部に見られ、卸価格（仕入価格）が据え置かれたケースも見られた。

- ・本調査は、個々の回答された製品について、それが「基準の補装具向け製品」なのか、補装具費支給制度外の「一般向け製品」なのかの情報を得ていない。前々項、前項の内容も踏まえると、仮に回答の対象となった製品が基準の補装具向け製品に著しく偏っていた場合、基準価格の引き上げがなかった名称について算出された価格変化率が実際の基準の補装具の機能同等品全体で見た平均価格変化率に対し低くなっている可能性もある。今回の調査では回答における基準の補装具向け製品と一般向け製品の構成比が明らかでないため、次の手順で仮に実際の構成比を踏まえた全体平均の試算を試みる。

仮定1：基準の補装具に仕様上対応する補聴器全体の販売額に占める「基準の補装具

見られた（a-4）。

⁷ ただし、一方で、ともに価格据え置きのケースも

向け製品」の比率を 22.6%と仮定する
(根拠は[2] p.95)。

仮定 2 : 「基準の補装具向け製品」の仕入価格の価格変化率の変化率を最も低い状況を想定するものとして、仮に 0.0%と仮定する(値下げはなかったであろうことを前提としての純然たる仮定)。

仮定 3 : 「一般向け製品」の仕入価格の価格変化率の平均値を+10.3%と仮定する。

(表 1 d の補聴器全体平均の加重平均より)

以上の仮定に基づき補聴器全体の平均を算出すると 8.0%となる。

全体平均

$$\begin{aligned} &= (\text{基準の補装具向け製品の構成比}) \\ &\quad \times (\text{基準の補装具向け製品の価格変化率}) \\ &+ \\ &\quad (1 - \text{基準の補装具向け製品の構成比}) \\ &\quad \times (\text{一般向け製品の価格変化率}) \\ &= 0.226 \times 0.000 + (1 - 0.226) \times 0.103 \\ &= 0.0798 \\ &\approx 8.0\% \end{aligned}$$

この 8.0%という値は、仮定 2 のように基準の補装具向け製品の価格変化率についてありうる最も低い想定をしている。「補装具費支給制度における補聴器の取り扱いについての意見」における a-2、a-3、a-4 の回答はこの仮定に沿

うものであり、必ずしもおかしいかていではないかもしれない。ただし、本調査において価格変化率が 0.0%である回答に対応する販売数は全体の 10.9%である。以上を考えると、基準の補装具向け製品と一般向け製品の構成比を踏まえた真の補聴器全体の仕入価格の変化率は 8.0%~10.3%の範囲内にあるとみるべきかもしれない。

- 平均価格変化率を他の参考数値との変化率の比較を以下で試みる。補聴器が該当すると考えられる工業区分の情報通信機器⁸にかかる国内企業物価指数について、第 2 期の最高値 (=100.9 (2022 年 11 月)) は第 1 期の最高値 (=95.9 (2020 年 8 月)) より 5.2%高い⁹。この+5.2%という国内企業物価指数の変化率は、基準価格変更のない名称のみによる単純平均(表 1 a より+5.4%)、加重平均(同+5.7%)とある程度近い数値であった。ただし、輸入については、補聴器が該当すると考えられる電気・電子部品¹⁰にかかる輸入物価指数における第 2 期の最高値(=104.3(2022 年 10 月)) は第 1 期の最高値(=77.4 (2020 年 4 月)) より 34.8%高い¹¹。この+34.8%という輸入物価指数の変化率は、基準価格変更のない名称のみによる単純平均・加重平均や輸入品のみによる該当数値(表 1 c より単純平均+4.3%、加重平均+4.5%)に比べて、著しく高い。また、物としての性質が補聴器とは大きく異なるものの後述する車椅子等其他の種目の価格変化率は、補聴器の価格変化率に比べ大きいものがほとんどである¹²。

⁸ 国内企業物価指数における産業分類の基礎となっている平成 26 年に改正された工業統計調査用産業・品目分類において、補聴器は「302316 補聴器」にあたり、中分類「30 情報通信機械器具製造業」の下位の項目として位置づけられている。

⁹ 文中の指数は 2015 年基準 (2015 年=100) による数値である。ただし、国内企業物価指数の公表数値は、第 2 期については 2020 年基準 (2020 年=100) の数値となっている。そこで、公表されている 2020 年 1 月~12 月の情報通信機器の 2015 年基準数値の平均値 (=95.6) を求め、2020 年基準数値に $95.6 \div 100$ を乗算することにより、2015 年基準相当数値への換算を行った。

¹⁰ 輸入物価指数における産業分類の基礎となっ

ている貿易統計 (2004 年 12 月以前のもの) において、補聴器が属すると考えられる「70305 音響・映像機器 (含部品)」は「703 電気機器」の下位の項目として位置づけられている。

¹¹ 文中の指数は 2015 年基準 (2015 年=100) による数値である。ただし、輸入物価指数の公表数値は、第 2 期については 2020 年基準 (2020 年=100) の数値となっている。そこで、公表されている 2020 年 1 月~12 月の電気・電子機器の 2015 年基準数値の平均値 (=95.6) を求め、2020 年基準数値に $95.6 \div 100$ を乗算することにより、2015 年基準相当数値への換算を行った。

¹² ただし、加重平均について言えば、頭部保持具 (+2.0%) は補聴器より小さい。

・こうしたことから、本調査で得られた結果が、真に基準の補装具と同等の機能をもつもの全体の平均を表しているか否かについては、実態に比べ低い値になっている懸念を必ずしも拭いきれない。こうした懸念を払拭し問題を回避するには、前述の仮定に基づく試算による数値(+8.0%)によるか、より抜本的には改めて下記のような調査をすることが考えられる。

- 調査対象製品のそれぞれについて、それが基準の補装具向け製品、補装具費支給制度外向けの製品、そうした区別を考慮していない製品のいずれであるかを明らかにしたうえで、実際の基準の補装具向けの構成比¹³等を考慮して全体での価格変化率を推定するか
- あるいは、調査の対象価格を、利用者向け販売価格であるという点で仕入価格よりもより直接的に基準の価格に対応する(補装具費支給制度外での)利用者向け販売価格としたうえで、補装具費支給制度外向け製品(およびそうした区別をしない製品)を対象とした調査を行い、基準の補装具向けの構成比¹⁴等を考慮して全体での価格変化率を推定する。

・前項にもかかわらず再調査をすることなく、今回の仕入価格の変化率にかかる調査結果をもとに基準価格の引き上げ率を検討する場合について記載する。

今回調査結果をベースにする場合の適用価格変更率の選択肢

(令和3年度基準改正で価格据え置き of 名称)

●今回の調査で、表1dにおいて該当有効回答が得られた名称について

「高度難聴用耳かけ型」

「重度難聴用耳かけ型」

「耳あな型(オーダーメイド)」

これらの名称については、表1aの価格変化率の平均値そのもの、もしくは表1dに示した変化率の平均値に0.774を乗じた数値(例えば、「高度難聴用耳かけ型」で加重平均をベースにするのであれば、 $+10.6\% \times 0.774 = +8.2\%$)の数値のいずれかを適用することが考えられる。このうち後者は上述の考察における試算のうち仮定3を該当する変化率数値に置き換えたものである。ただし、「耳あな型(オーダーメイド)」については、表1dにおける有効回答が1件だけしかない。それゆえ、参照する表1dの数値は「耳あな型(オーダーメイド)」のものではなく「全体平均」を用いる選択も考えられる。

●今回の調査で、表1aにおける該当回答は得られたものの表1dにおける該当有効回答が得られなかった名称について

「重度難聴用ポケット型」

この名称については、表1aの価格変化率の平均値そのもの(単純平均+2.6%もしくは、加重平均+0.4%)、考察における加重平均ベースの試算数値である+8.0%もしくは仮定3における想定変化率を加重平均の+10.3%ではなく単純平均の+12.3%として算出した変化率(=9.5%)の数値のいずれかを適用することが考えられる。

●上記以外の名称について

「耳穴型(レディメイド)」

「骨導式ポケット型」

「骨導式眼鏡型」

これらの名称については、表1aで示した「基準価格変更のない名称のみ」の平均

¹³ 前回調査報告書には「利用者向け販売に占める補装具の比率は金額ベースで22.6%であった」とある。我澤・山崎(2021)「補装具価格根拠調査：その他の種目」, 令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業)「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」p.95。

¹⁴ 前回調査報告書には「利用者向け販売に占める補装具の比率は金額ベースで22.6%であった」とある。我澤・山崎(2021)「補装具価格根拠調査：その他の種目」, 令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業)「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」p.95。

値、考察中の試算で算出した加重平均ベース数値+8.0%、単純平均ベース数値+9.5%の数値のいずれかを適用することが考えられる。

(令和3年度基準改正で値上げされた名称)

●今回の調査で、表1dにおいて該当有効回答が得られた名称について

「高度難聴用ポケット型」

表1aで示した「基準価格変更のない名称のみ」の平均値、もしくは表1dに示した変化率の平均値に0.774を乗じた数値(単純平均、加重平均とも、 $+7.1\% \times 0.774 = +5.5\%$)の数値のいずれかを適用することが考えられる。ただし、表1dにおける有効回答が1件だけしかない。それゆえ、参照する表1dの数値は「高度難聴用ポケット型」の数値ではなく「全体平均」を用いる選択も考えられる。

なお、表1aで「高度難聴用ポケット型」ではなく「基準価格変更のない名称のみ」の平均値を用いるのは、「高度難聴用ポケット型」の値は物価上昇の影響だけでなく、「基準の補装具向け製品」において基準価格引き上げの影響が反映されていることが考えられるためである。

以上の内容を踏まえ、本調査結果を用いて基準価格の引き上げを行う場合の候補値を表1eに示す。

- ・調査結果では国内仕入れ品に比べ、輸入品の種目全体での価格変化率の平均値が低かった(表1b、1c)。一方、本分担研究報告書のc-10に示すように、企業物価指数では国内企業物価指数に比べ輸入物価指数のほうが令和2年度から令和5年1月にかけての変化率が高い。この相反するような状況の理由については、把握できていない。もしかすると、基準の補装具向け製品にかかる回答が多かったのかもしれない。

- ・「高度難聴用耳掛け型」、「重度難聴用耳掛け型」において仕入価格の平均が基準の価格を上回った背景には、一般向け製品の存在が関係していると想像される。基準の補装具向け製品において仕入価格の平均が基準の価格を上回っていないかどうかについては、今回の調査結果からは何とも言えない。

- ・有効回答を得られなかった3つの名称については、基準の補装具としての購入決定件数が少なかったことが考えられる。令和3年度の福祉行政報告例によれば、基準の補装具としての補聴器の購入決定件数について、全体(44,078件)に対する比率は下記のとおりであった。[8]

- 耳あな型(レディメイド)	0.21%	(93件)
- 骨導式ポケット型	0.10%	(45件)
- 骨導式眼鏡型	0.13%	(58件)

表 1 e 本調査による仕入価格の変化率をもとに基準価格を引き上げる場合の引き上げ率の候補値

		1. 「基準の補装具向け製品」のシェアを考慮していない数値 回答全体による集計をベースとした値。 (表 1 aより引用)		2. 「基準の補装具向け製品」のシェアを考慮した数値 下記仮定に基づく試算による推定値。 ・基準の補装具に仕様上対応する補聴器全体の販売額に占める「基準の補装具向け製品」の比率：22.6% ・「基準の補装具向け製品」の価格変化率：0.0% ・「一般向け製品」の価格変化率：表 1 dの値	
		単純平均	加重平均	単純平均	加重平均
補聴器	高度難聴用ポケット型*	+5.4%	+5.7%	+5.5% / +9.5%	+5.5% / +8.0%
	高度難聴用耳かけ型	+6.8%	+6.2%	+10.7%	+8.2%
	重度難聴用ポケット型	+2.6%	+0.4%	+9.5%	+8.0%
	重度難聴用耳かけ型	+2.4%	+1.3%	+5.9%	+5.8%
	耳あな型 (レディメイド)	+5.4%	+5.7%	+9.5%	+8.0%
	耳あな型 (オーダーメイド) *	+5.2%	+6.0%	+7.7% / +9.5%	+7.7% / +8.0%
	骨導式ポケット型	+5.4%	+5.7%	+9.5%	+8.0%
	骨導式眼鏡型	+5.4%	+5.7%	+9.5%	+8.0%

* 「高度難聴用ポケット型」、「耳あな型 (オーダーメイド)」の「2. 「基準の補装具向け製品」のシェアを考慮した数値」については、表 1 dにおける有効回答がそれぞれ 1 件しかないため、「当該名称の数値に基づく試算値 / 全体平均の数値に基づく試算値」の形で 2 つの値を示した。

c-2 車椅子

(研究結果)

調査対象：日本車椅子シーティング協会会員（配布数 24） 回収数：19

仕入価格の変化率に関する調査結果は表 2 のとおりである。車椅子全体の価格変化率は、単純平均+14.7%、加重平均+12.7%であった。

表 2 基準の補装具と同等の機能を持つ車椅子の仕入価格の変化率

	販売事業者×製品数ベースの回答数	販売個数	価格変化率				基準価格		
			仕入価格	単純平均	加重平均	最高値		最低値	
	価格変化率が記載された回答数	価格変化率・販売個数が記載された回答数	販売個数	単純平均	加重平均	最高値	最低値	令和3年度改正による基準価格の変化率	
車椅子	全体平均（※該当なしを除く）	67	63	2,333	+14.7%	+12.7%	-	-	-
	うち								
	普通型	31	29	1,238	+11.7%	+11.6%	+27.0%	0.0%	0.0%
	リクライニング式普通型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	ティルト式普通型	1	1	16	+39.9%	+39.9%	+39.9%	+39.9%	0.0%
	リクライニング・ティルト式普通型	4	4	93	+12.4%	+11.6%	+14.6%	+10.7%	0.0%
	手動リフト型	1	1	12	+9.0%	+9.0%	+9.0%	+9.0%	0.0%
	前方大車輪型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	リクライニング式前方大車輪型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	片手駆動型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	リクライニング式片手駆動型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	レバー駆動型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	手押し型	5	5	211	+17.0%	+11.3%	+32.0%	+10.0%	0.0%
	リクライニング式手押し型	4	4	84	+14.2%	+11.2%	+25.0%	+5.1%	0.0%
	ティルト式手押し型	12	12	407	+20.2%	+16.2%	+74.0%	+4.4%	0.0%
	リクライニング・ティルト式手押し型	9	7	272	+15.4%	+12.7%	+27.0%	+3.0%	0.0%
	（参考）※全体平均には含まず 該当なし	2	2	38	+25.9%	+30.1%	+31.2%	+20.7%	-

(考察)

- 仕入価格の変化率は、種目全体平均も、回答を得られた個々の名称のうち「手動リフト型」以外のものの平均も、いずれも 10%以上の水準となった。
- 「ティルト式普通型」は平均価格変化率が 40%近い高い水準であった。ただ、当該名称の価格変化率を参照するうえで、該当回答製品が 1 個しかないということを留意する必要がある。本調査を基

準の価格改正の基礎とする場合、当該項目における価格変更率を「六輪型」における価格変化率の平均値をベースとするのか、該当回答が 1 件しかないことを考慮し種目全体の数値をベースとするのかについては、検討の余地がある。

- 「ティルト式普通型」は平均価格変化率が他の名称と比較して際立って高く（加重平均ベースで種目全体平均の 3 倍以上）、「手動リフト型」は他の名称より低かった。ただ、これらの名称の価格変化

率を参照するうえで、該当回答製品がそれぞれ1個ずつしかないということを留意する必要がある。

- ・有効回答を得られなかった6つの名称については、基準の補装具としての購入決定件数が比較的少なかったことが考えられる。令和3年度の福祉行政報告例によれば、基準の補装具としての購入決定件数について、全体(18,477件)に対する比率は下記のとおりであった。[8]

- リクライニング式普通型 (179件)	0.97%
- 前方大車輪型 (43件)	0.23%
- リクライニング式前方大車輪型 (2件)	0.01%
- 片手駆動型 (102件)	0.55%
- リクライニング式片手駆動型 (8件)	0.04%
- レバー駆動型 (24件)	0.13%

c-3 電動車椅子

(研究結果)

調査対象：日本車椅子シーティング協会会員（配布数 24） 回収数：11

調査内容について、電動車椅子についての調査票 Excel ファイルの記入シート独自の事情として、下記がある。

- ・調査票 Excel ファイルに不備があり、名称のうち「電動リクライニング式普通型」を選択できないようになっていた。このため、当該名称についての有効回答は得られなかった。ただし、名称の選択肢のうち「不明・該当なし」を選択しての回答がなかったため、調査票を正しく作成していたとしても「電動リクライニング式普通型」についての有効回答は得られていなかった可能性がある。

仕入価格の変化率に関する調査結果は表 3 のとおりである。電動車椅子全体の価格変化率は、単純平均+10.8%、加重平均+13.1%であった。電動車椅子は、令和 3 年度の基準改正時に一部の名称について価格の引き上げが行われた。引き上げがなかった名称のみについての価格変化率は、単純平均+12.1%、加重平均+12.8%であった。なお、基準改正で価格引き上げがあったのは、「電動リクライニング式普通型」（価格引き上げ率+1.0%）、「電動リフト式普通型」（同+3.4%）、「電動ティルト式普通型」（同+0.4%）、「電動リクライニング・ティルト式普通型」（同+3.5%）の 4 つで、うち後の 2 つについては有効回答を得ており、得られた仕入価格の価格変化率は、基準の価格引き上げ率よりも高かった。

表 3 基準の補装具と同等の機能を持つ電動車椅子の仕入価格の変化率

	販売事業者×製品数ベースの回答数	販売回数	価格変化率				基準価格		
			仕入価格						
	価格変化率が記載された回答数	価格変化率が記載された回答数	販売回数	単純平均	加重平均	最高値	最低値	令和3年度改正による基準価格の変化率	
電動車椅子	全体平均（※該当なしを除く）	32	30	502	+11.0%	+13.0%	-	-	-
	基準価格変更のない名称のみ	26	24	481	+12.2%	+12.8%	-	-	-
	うち								
	普通型（4.5 km/h）	3	2	11	+13.1%	+12.3%	+15.0%	+12.0%	0.0%
	普通型（6 km/h）	7	7	63	+13.1%	+10.3%	+23.2%	+3.0%	0.0%
	簡易型	15	14	406	+11.9%	+13.9%	+16.0%	0.0%	0.0%
	リクライニング式普通型	1	1	1	+8.0%	+8.0%	+8.0%	+8.0%	0.0%
	電動リクライニング式普通型	0	0	-	-	-	-	-	+1.0%
	電動リフト式普通型	0	0	-	-	-	-	-	+3.4%
	電動ティルト式普通型	3	3	6	+5.1%	+5.1%	+5.4%	+5.0%	+0.4%
	電動リクライニング・ティルト式普通型	3	3	15	+6.2%	+6.2%	+6.3%	+6.0%	+3.5%

(考察)

- ・仕入価格の変化率は、種目全体平均と「普通型（4.5km/h）」、「普通型（6km/h）」、「簡易型」において、10%以上の水準となった。

- ・令和 3 年度に基準価格が引き上げられた名称のうち回答を得られた「電動ティルト式普通型」、「電動リクライニング・ティルト式普通型」については、得られた仕入価格の平均変化率が単

純平均、加重平均とも他の名称よりも小さく、かつその最低値が基準改正による価格引き上げ率より大きかった。補聴器における「高度難聴用ポケット型」の場合と異なり、その仕入価格の上昇は、基準改正の影響と言うよりは、供給コストの増加を踏まえたものと考えられる。

- ・有効回答を得られなかった 2 つの名称については、基準の補装具としての購入決定件数が比較的少なかった。令和 3 年度の福祉行政報告例によれば、基準の補装具としての購入決定件数について、全体 (2,547 件) に対する比率は下記のとおりであった。[8]

- 電動リクライニング式普通型 1.88%
 (48 件)
- 電動リフト式普通型 1.26%
 (32 件)

ただし、「電動リクライニング式普通型」については、前述のように調査票 Excel ファイルの不備で当該名称の選択ができなかったことが有効回答がなかったことに影響したことも考えられる。

c-4 歩行器

(研究結果)

調査対象：日本車椅子シーティング協会会員（配布数 24） 回収数：3

仕入価格の変化率に関する調査結果は表 4 a のとおりである。歩行器全体の価格変化率は、単純平均+11.0%、加重平均+16.2%であった。

表 4 a 基準の補装具と同等の機能を持つ歩行器の仕入価格の変化率

歩行器	販売事業者×製品数ベースの回答数	販売事業者×製品数ベースの回答数	販売個数	価格変化率				基準価格
				価格変化率が記載された回答数	価格変化率・販売個数が記載された回答数	単純平均	加重平均	
全体平均（※該当なしを除く）	33	29	296	+11.0%	+16.2%	-	-	-
うち								
六輪型	1	1	3	+20.0%	+20.0%	+20.0%	+20.0%	0.0%
四輪型（腰掛つき）	14	11	48	+10.3%	+14.1%	+21.0%	0.0%	0.0%
四輪型（腰掛なし）	16	15	241	+11.2%	+16.6%	+22.6%	+3.2%	0.0%
三輪型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
二輪型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
固定型	2	2	4	+10.0%	+15.0%	+20.0%	0.0%	0.0%
交互型	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
（参考）※全体平均には含まず 該当なし	8	8	221	+10.1%	+6.8%	+13.1%	0.0%	-

さらに、基準価格と回答により得られた仕入価格の比較のため、各名称の基準価格（100分の106乗算済）と、直近時点（期間1、令和4年8月～令和5年1月）の仕入価格について回答が得られたものの名称別単純平均、加重平均を算出した結果を表4bに示す。なお、「四輪型（腰掛なし）」の基

準価格の欄が「特定できず」となっているのは、同名称には加算項目があり、価格を特定できないことを示している（サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのもの、後方支持型のもの）。

表4b 歩行器の基準価格と回答仕入価格の平均値

		令和4年度基準価格（100分の106乗算済） 単位：円	期間1についての仕入価格回答数 単位：件	回答仕入価格の平均値 期間1（令和4年8月～令和5年1月）における仕入価格 単位：円	
				単純平均	加重平均
歩行器	六輪型	66,886	0	-	-
	四輪型（腰掛つき）	41,976	6	146,517	145,933
	四輪型（腰掛なし）	特定できず	4	44,200	44,200
	三輪型	36,040	0	-	-
	二輪型	28,620	0	-	-
	固定型	23,320	0	-	-
	交互型	31,800	0	-	-

（考察）

- ・仕入価格の変化率は、種目全体平均も、回答が得られた個々の名称の平均も、いずれも10%以上の水準となった。
- ・「六輪型」は平均価格変化率が20.0%と高い水準であった。ただ、当該名称の価格変化率を参照するうえで、該当回答製品が1個しかないということを留意する必要がある。本調査を基準の価格改正の基礎とする場合、当該項目における価格変更率を「六輪型」における価格変化率の平均値をベースとするのか、該当回答が1件しかないことを考慮し種目全体の数値をベースとするのかについては、検討の余地がある。
- ・「四輪型（腰掛つき）」については、回答で得られた仕入価格の平均が基準価格の3倍以上である。ただし、あまりにも価格差があることから、そも

そも基準価格設定時に想定されていたであろう用具の仕様と、実際に基準の補装具として販売されているものの仕様が乖離している可能性がある。当該名称についての基準の基本構造に定められている仕様は「前二輪、後二輪の四輪車都市、前輪を自在車輪とすること。」としか記載されていない。仕様の必要条件は読み取れるものの、どこまでならオーバースペックでなく想定内なのかを判断しがたいと言える。したがって、この結果から単純に「四輪型（腰掛つき）」の仕入価格平均水準以上に基準価格を引き上げるべきとも言えない。今後、基準の基本構造への記載される仕様を見直す必要があると考えられる。

c-5 歩行補助つえ

(研究結果)

調査対象：日本車椅子シーティング協会会員（配布数 24） 回収数：18

仕入価格の変化率に関する調査結果は表 5 a のとおりである。歩行補助つえ全体の価格変化率は、単純平均+15.4%、加重平均+23.2%であった。

表 5 a 基準の補装具と同等の機能を持つ歩行補助つえの仕入価格の変化率

	販売事業者×製品数ベースの回答数	販売事業者×製品数ベースの回答数	販売個数	価格変化率				基準価格	
				価格変化率が記載された回答数	価格変化率が記載された回答数	単純平均	加重平均		最高値
歩行補助つえ	全体平均（※該当なしを除く）	11	11	1,233	+15.4%	+23.2%	-	-	-
	うち								
	松葉づえ	2	2	272	+10.3%	+10.5%	+10.5%	+10.0%	0.0%
	カナディアン・クラッチ	0	0	-	-	-	-	-	0.0%
	ロフストランド・クラッチ	6	6	820	+16.4%	+25.1%	+26.4%	0.0%	0.0%
	多脚つえ	3	3	141	+17.0%	+36.0%	+40.9%	0.0%	0.0%
	プラットフォーム杖	0	0	-	-	-	-	-	0.0%

さらに、基準価格と回答により得られた仕入価格の比較のため、各名称の基準価格（100分の106乗算済）と、直近時点（期間1、令和4年8月～令和5年1月）の仕入価格について回答が得られたものの名称別単純平均、加重平均を算出した結果

を表4bに示す。なお、「松葉づえ」の基準価格の欄が「特定できず」となっているのは、同名称には4つの想定仕様があり設定価格も3種類あることから、松葉づえとしての価格を特定できないことを示している。

表5b 歩行補助つえの基準価格と回答仕入価格の平均値

		令和4年度基準価格（100分の106乗算済） 単位：円	期間1についての仕入価格 回答数 単位：件	回答仕入価格の平均値 期間1（令和4年8月～令和5年1月）における仕入価格 単位：円	
				単純平均	加重平均
歩行補助 つえ	松葉づえ	特定できず	1	4,200	4,200
	カナディアン・クラッチ	9,222	0	-	-
	ロフストランド・クラッチ	9,222	1	5,200	5,200
	多脚つえ	6,996	1	3,240	3,240
	プラットフォーム杖	25,440	0	-	-

（考察）

- ・仕入価格の変化率は、種目全体平均も、回答を得られた個々の名称の平均も、いずれも10%以上の水準となった。特に、「ロフストランド・クラッチ」、「多脚つえ」の加重平均はいずれも20%以上の高い水準であった。
- ・仕入価格の回答がありかつ基準価格を特定できる「ロフストランド・クラッチ」、「多脚つえ」については、いずれも基準価格を下回った。ただし、該当回答数がいずれも1件ずつしかなく、確かなことは言いがたい。

c-6 座位保持椅子

(研究結果)

調査対象：日本車椅子シーティング協会会員（配布数 24） 回収数：18

仕入価格の変化率に関する調査結果は表 6 のとおりである。座位保持椅子全体の価格変化率は、単純平均+7.8%、加重平均+12.0%であった。

価格変化率の最低値は-0.7%となっており、仕入価格が低下した事例があった。座位保持椅子につい

ての回答 36 件中、低下の事例は最低値に該当する輸入品についての回答 1 件のみであった。

なお、今回の調査では、種目の下の細目については名称レベルまでとしており、加算項目として扱われている車載用等を分けてのデータ収集はしていない。そこで、参考のため、機種名の記載があったものについて、車載用のものとどうでないものを分けた集計結果を表 6 の下部に示した。機種名から車載用でないと考えられるものの回答は 1 件のみで価格変化はなかった。

表 6 基準の補装具と同等の機能を持つ座位保持椅子の仕入価格の変化率

		販売事業者×製品数ベースの回答数		販売個数	価格変化率 仕入価格				基準価格 令和3年度改正による基準価格の変化率
		価格変化率が記載された回答数	価格変化率・販売された回答数が記載された回答数		単純平均	加重平均	最高値	最低値	
座位保持椅子	全体平均	36	33	719	+7.8%	+12.0%	+26.8%	-0.7%	0.0%
	(参考)								
	うち 機種名から車載用と考えられるもの	18	18	376	+8.7%	+12.5%	+26.8%	0.0%	
	機種名から車載用でないと考えられるもの	1	0	-	0.0%	-	0.0%	0.0%	
	機種名の記載がなかったもの	17	16	343	+7.2%	+11.3%	+18.0%	-0.7%	

(考察)

- ・加重平均で見ると、価格変化率は 10%を上回った。
- ・今回、車載用であるか否かを問うていない。ただ、機種名の記載があった製品については 19 件中 18 件が車載用であった。全回答の少なくとも半数は車載用のものであった。

c-7 起立保持具

(研究結果)

調査対象：日本車椅子シーティング協会会員（配布数 24） 回収数：6

仕入価格の変化率に関する調査結果は表 7 a のとおりである。起立保持具全体の価格変化率は、単純平均+15.7%、加重平均+20.2%であった。

表 7 a 基準の補装具と同等の機能を持つ起立保持具の仕入価格の変化率

	販売事業者×製品数ベースの回答数		販売個数	価格変化率				基準価格
	価格変化率が記載された回答数	価格変化率・販売された回答数が記載された回答数		単純平均	加重平均	最高値	最低値	
起立保持具	10	9	253	+15.7%	+20.2%	+35.0%	+5.0%	令和3年度改正による基準価格の変化率 0.0%

さらに、基準価格と回答により得られた仕入価格の比較のため、基準価格（100 分の 106 乗算済）と、直近時点（期間 1、令和 4 年 8 月～令和 5 年 1 月）の仕入価格について回答が得られたものの単純平均、加重平均を算出した結果を表 7 b に示す。併

せて、基準の補装具としての実売価格の平均値およびその基準価格に対する比率を同表の右側に示す。基準の補装具としての実売価格の平均値は、基準価格の 9.08 倍であることが確認できた。

表 7 b 起立保持具の基準価格と回答仕入価格の平均値、基準の補装具としての実売価格

	令和4年度基準価格（100 分の106 乗算済） (A) 単位：円	期間 1 についての仕入価格回答数 単位：件	回答仕入価格の平均値 期間 1（令和4年8月～令和5年1月）における仕入価格 単位：円		令和3年度における基準の補装具としての実売価格の平均値* (B) 単位：円	「基準の補装具としての実売価格の平均値」の基準価格に対する比率 (=B÷A)
			単純平均	加重平均		
起立保持具	29,044	6	143,248	103,407	263,852	9.08

* 実売価格の平均値は、福祉行政報告例（[8]）記載の購入金額の総額を購入の決定件数で除算して得た。

(考察)

- ・加重平均で見ると、価格変化率は 20%を上回った。
- ・基準の補装具としての実売価格の平均値が基準価格の 9 倍以上であり、両者がかけ離れていた。あまりにも価格差があることから、そもそも基準価

格設定時に想定されていたであろう用具の仕様と、実際に基準の補装具として販売されているものの仕様が乖離している可能性がある。当該種目についての基準の基本構造に定められている仕様は「機能障害の状況に適合させること。箱形とすること。主材料－木材 外装－ニス塗装」と

しか記載されていない。この他の公的文書の記載として、厚生労働省の通知「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」には「足首、膝関節、大腿等をベルト等により固定することにより。起立困難な児童の起立を補助する機能を有するものであること」とある（[7] 第2の17）。これらにより仕様の必要条件は読み取れるものの、どこまでならオーバースペックでなく想定内なのかを判断しがたいと言える。今後、基準の基本構造への記載される仕様を見直す必要があると考えられる。

c-8 頭部保持具

(研究結果)

調査対象：日本車椅子シーティング協会会員（配布数 24） 回収数：3

仕入価格の変化率に関する調査結果は表 8 のとおりである。頭部保持具全体の価格変化率は、単純平均+6.7%、加重平均+2.0%であった。

表 8 a 基準の補装具と同等の機能を持つ頭部保持具の仕入価格の変化率

	販売事業者×製品数ベースの回答数		販売個数	価格変化率				基準価格
	価格変化率が記載された回答数	価格変化率が記載された回答数		単純平均	加重平均	最高値	最低値	
頭部保持具	6	6	211	+6.7%	+2.0%	+15.0%	0.0%	令和3年度改正による基準価格の変化率

さらに、基準価格と回答により得られた仕入価格の比較のため、基準価格（100 分の 106 乗算済）と、直近時点（期間 1、令和 4 年 8 月～令和 5 年 1 月）の仕入価格について回答が得られたものの単純平均、加重平均を算出した結果を表 8 b に示す。併

せて、基準の補装具としての実売価格の平均値およびその基準価格に対する比率を同表の右側に示す。基準の補装具としての実売価格の平均値は、基準価格の 1.21 倍であることが確認できた。

表 8 b 頭部保持具の基準価格と回答仕入価格の平均値、基準の補装具としての実売価格

	令和4年度基準価格（100 分の106 乗算済） (A) 単位：円	期間 1 についての仕入価格回答数 単位：件	回答仕入価格の平均値 期間 1（令和4年8月～令和5年1月）における仕入価格 単位：円		令和3年度における基準の補装具としての実売価格の平均値* (B) 単位：円	「基準の補装具としての実売価格の平均値」の基準価格に対する比率 (=B÷A)
			単純平均	加重平均		
頭部保持具	7,526	5	9,072	7,305	9,085	1.21

* 実売価格の平均値は、福祉行政報告例（[8]）記載の購入金額の総額を購入の決定件数で除算して得た。

(考察)

- ・加重平均で見ると、価格変化率は+2.0%であり、本調査において回答を得られた全種目中最も低かった。
- ・仕入価格の加重平均は基準価格を下回りはしたものの基準価格での販売を前提に仕入原価率を計

算すると、97.1%と極めて高い数値となる。単純平均では、基準価格を超えている。

- ・基準の補装具としての実売価格の平均値が基準価格の 1.21 倍であった。採算を反映して価格設定をしているであろう補装具費支給制度外の販売価格を見るまでもなく、現行基準価格では実際

に流通している用具に比べ価格が低いことが確認された。仮に今回得られた仕入価格の変化率の加重平均+2.0%相当の基準価格改正が行われたとしても実売価格の平均水準には達しない。現在基準の補装具として流通しているものを使用上の問題がないのであれば、近年における福祉行政報告例から算出される「基準の補装具としての実売価格の平均値」水準での価格改正を検討することも考えられる（基準表記数値ベースで言えば、令和3年度数値の場合、9,085円 \div (106/100) = 8,571円)¹⁵。ただし、各自治体において基準より高い価格算定のもと頭部保持具の補装具費支給事務が取り扱われている状況の詳細は不明であるので、もし実売価格の平均値ベースに基準の公定価格を引き上げるのであれば、この点の状況確認が必要かもしれない。

¹⁵ 参考までに、令和2年度の数値は7,862円である（基準記載数値ベースに合わせるため100分の106で除算済み）。なお、平成31/令和元年度以前の数値を参照する場合は、令和元年9月以前は消

費税率が8%であり基準に表記されている価格への乗率も100分の106ではなく100分の104.8だったことに留意する必要がある。

c-9 排便補助具

調査対象：日本車椅子シーティング協会会員（配布数 24） 回収数：0

仕入価格の変化率に関する調査については、有効な回答を得られなかった（表 9 a）。

表 9 a 基準の補装具と同等の機能を持つ排便補助具の仕入価格の変化率

	販売事業者×製品数ベースの回答数		販売個数	価格変化率				基準価格
	価格変化率が記載された回答数	価格変化率が記載された回答数		単純平均	加重平均	最高値	最低値	
排便補助具	0	0	-	-	-	-	-	0.0%

基準の補装具としての実売価格の平均値およびその基準価格に対する比率を表 9 b に示す。基準の補

装具としての実売価格の平均値は、基準価格の 9.50 倍であることが確認できた。

表 9 b 排便補助具の基準価格と回基準の補装具としての実売価格

	令和4年度基準価格（100分の106乗算済） （A） 単位：円	令和3年度における基準の補装具としての実売価格の平均値*	「基準の補装具としての実売価格の平均値」の基準価格に対する比率 （=B÷A）
排便補助具	10,600	100,667	9.50

* 実売価格の平均値は、福祉行政報告例（[8]）記載の購入金額の総額を購入の決定件数で除算して得た。

（考察）

・当該種目の価格調査をするためには、基準の補装具としての排便補助具の購入決定実績がある自治体と連絡を取って調査する必要性が考えられる。というのも、令和3年度の福祉行政報告例によれば、同年度における基準の補装具としての排便補助具の購入決定件数は12件と極めて少なく、さらに購入決定をしている自治体が限られている可能性があるためである（令和3年度

における実績としては、指定都市としては福岡市1件、中核市としては長崎市2件、それ以外の自治体としては群馬県内の自治体6件、神奈川県内の自治体2件、佐賀県内の自治体1件）[8]。

・基準の補装具としての実売価格の平均値が基準価格の9倍以上であり、両者がかけ離れていた。あまりにも価格差があることから、そもそも基準価格設定時に想定されていたであろう用具の仕様

と、実際に基準の補装具として販売されているものの仕様が乖離している可能性がある。当該種目についての基準の基本構造に定められている仕様は「普通便所で排便が困難な場合に用い、財排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。主材料－木材 外装－ペンキ塗装」としか記載されていない。仕様の必要条件は読み取れるものの、どこまでならオーバースペックでなく想定内なのかを判断しがたいと言える。また、昨今では普通便所でない洋式便所が広く普及していることが考えられ、実際に基準の補装具とされている用具のなかには様式便所用のものも見られる。現在の基準の定める必要条件はこうした住環境の変化にも対応できていない。今後、基準の基本構造への記載される仕様を見直す必要があると考えられる。

- ・なお排便補助具の仕様については、制度の基本となる基準の記載以外にも説明する資料等も存在する。しかし、必ずしもその指す内容が資料等の間で一致していない。

●厚生労働省の通知「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」（[7] 第2の20）

「身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び肘掛けを有する椅子状のものであることにより・・・」

●補装具費支給事務ガイドブック 平成30年度 告示改正対応版（[9] 9.239）

示されている図中に、パッド、背もたれ、肘掛けは見受けられない。

現状、仕様が整理されていないことがうかがえる。

c-10 (参考) 物価指数の動き

参考として、日本銀行の企業物価指数〔4〕の変動について数値で示す。期間2（令和2年度）における国内企業物価指数総平均の最低時（令和2年5月）、平均値、最高時（令和3年3月）、期間

1における国内企業物価指数総平均の最高時（令和5年1月）における、国内企業物価指数、輸入物価指数とそれぞれの内訳として工業関係の各産業における値を示す（表10）。比較の便宜のため、令和2年5月時点の数値を100に基準化している¹⁶。

表10 国内企業物価指数、輸入物価指数

	令和2年 5月 (=100)	令和2年度 平均値	令和3年 3月	令和5年 1月
国内企業物価指数から作成				
総平均	100.0	101.2	103.3	121.4
(内訳の一部)				
繊維製品	100.0	略	100.3	104.3
木材・木製品	100.0		101.6	147.5
パルプ・紙・同製品	100.0		99.6	105.2
化学製品	100.0		106.1	132.6
石油・石炭製品	100.0		148.0	199.3
プラスチック製品	100.0		98.3	114.5
窯業・土石製品	100.0		100.6	107.5
鉄鋼	100.0		102.9	143.5
非鉄金属	100.0		130.3	166.0
金属製品	100.0		100.0	110.5
はん用機器	100.0		99.8	101.5
生産用機器	100.0		99.2	102.6
業務用機器	100.0		100.2	99.3
電子部品・デバイス	100.0		99.3	106.2
電気機器	100.0		100.2	111.6
情報通信機器	100.0		98.5	110.4
輸送用機器	100.0		99.9	106.5
その他工業製品	100.0		100.1	104.3
輸入物価指数より作成				
総平均	100.0	106.0	119.1	173.4
(内訳の一部)				
繊維品	100.0	略	101.5	150.3
金属・同製品	100.0		138.1	192.5
木材・木製品・林産物	100.0		110.8	200.5
石油・石炭・天然ガス	100.0		164.6	583.3
化学製品	100.0		108.0	170.0
はん用・生産用・業務用機器	100.0		103.2	151.6
電気・電子機器	100.0		100.3	188.3
輸送用機器	100.0		103.6	154.6
その他産品・製品	100.0		104.2	163.5

¹⁶ なお、日本銀行調査統計部により公表されている元の国内企業物価指数および輸入物価指数の数値は、令和2年5月、令和3年3月のものは2015年基準の数値（2015年=100）であるのに対し、令和5年1月のものは2020年基準（2020年=100）である。数値の算出にあたっては、令和5年1月の

数値に「2020年1～12月の＜国内企業物価指数（あるいは輸入物価数）の総平均（2015年基準）＞の平均値÷100」を乗じることで、各時点の数値をすべて2015年基準の値に揃え、これを元に計算を行った。

D. 結論

以上のように、補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具、排便補助具の各種目について、販売店を対象とする仕入価格の変化率等についての価格根拠を明らかにするため、調査、福祉行政報告例の補装具に関する統計データに基づき分析を行った。

主要な結果は、つぎのとおりである。

d-1 仕入価格の変化率に

- ・排便補助具を除く 8 種目について令和 2 年度から調査直近時（令和 4 年 8 月～令和 5 年 1 月）にかけての仕入価格の変化率のデータを得て、平均値を算出した。単純平均は+5.4%～+15.7%、加重平均は+2.0%～+23.2%であった。
- ・ただし、補聴器については基準の補装具向け製品と一般向け製品とが混在しており、後者は採算を考慮した価格設定ができるのに対し、前者は基準の価格の制約を受けることが考えられた。基準の価格の検討材料を得るためには、両者の実際の構成比に基づく価格変化率の平均値が必要であるものの、調査では個々の製品についての回答が前者・後者のいずれのものであるか把握できておらずそれは算出できない。そこで、「基準の補装具に仕様上対応する補聴器」全体の販売額に占める「基準の補装具向け製品」の比率についての先行研究での推定値を活用し、いくつかの仮定に基づき試算したところ単純平均ベースで+9.5%、加重平均ベースで+8.0%という結果を得た（これに対し、通常の計算による結果は単純平均+5.4%、加重平均+5.7%）。

d-2 基準の価格との各種価格の比較

条件的に可能な種目については、基準の価格を仕入価格や基準の補装具としての実売価格の平均値と比較した。

- ・補聴器の一部名称（「高度難聴用耳かけ型」、「重度難聴用耳かけ型」）、歩行器の一部名称（「四輪型（腰掛つき）」）、起立保持具において、仕入価格の平均が基準の価格を超えていた。補聴器に

については上述の一般向け製品の存在が影響していることも要因として考えられる。歩行器、起立保持具については仕入価格の平均が基準の価格の 3 倍以であった。

- ・福祉行政報告例のデータを用いて「起立保持具」、「頭部保持具」、「排便補助具」の各種目について令和 3 年度における基準の補装具としての実売価格の平均値を算出したところ、基準の価格を上回っていた。特に「起立保持具」、「排便補助具」では実売価格が基準価格の 9 倍以上と両価格が大きく乖離していた。

d-3 最後に

今回主に仕入価格の変化率に着目し、平均値を算出した。併せて追加の分析のなかで、仕入価格や基準の補装具としての実売価格が基準の価格を大きく上回っている種目・名称があることがわかった。該当種目・名称については、基準価格設定の際想定された仕様と今実際に基準の補装具として販売されているものの仕様が乖離していることが考えられる。その他の種目・名称をも含めて、今後、基準における仕様が明確かつ実態に合うよう見直すことが必要である。それを実現してこそ、供給者が採算を取ることができる形で持続的に用具を供給できるという意味で妥当な価格について、初めて議論が可能になると考えられる。

今回の研究では仕様の検討ができなかったこと、補装具費支給制度外での販売価格の調査をできなかったことが大きな制約となった。今後価格根拠調査を担われる人には、こういった点を踏まえ研究を進めていただきたい。

E. 研究発表

1. 論文発表
なし。
2. 学会発表
なし。

F. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし。

2. 実用新案登録

なし。

3. その他

なし。

G. 引用文献

- [1] 厚生労働省. 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定などに関する基準, 第14次改正 令和5年3月31日厚生労働省告示第140号, 2023. <https://www.mhlw.go.jp/content/001081660.pdf>
なお、当該告示の最新版については、下記ページ内にリンクがある。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/yogu/
(ともに2023年5月11日参照)
- [2] 我澤賢之, 山崎伸也. 補装具価格根拠調査: その他の種目, 令和2年度厚生労働行政推進事業費補助金「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」総括・分担研究報告書, 61-206, 2021.
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202018001A-buntan6_1.pdf
なお研究報告書全体のダウンロードページは下記
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/147844>
(ともに2023年5月11日参照)
- [3] 我澤賢之, 清水朋美, 水村慎也, 谷映志. 補装具の価格根拠調査とその前提としての機器の仕様検討 ― 視覚障害者安全つえを例として― (動画), 該当部分 2:35-3:00, 2023.
動画直リンク
<https://www.youtube.com/watch?v=kUsLMJNR5R8>
なお、当該動画の最新版は下記ページ内にリンクがある。
- <http://www.rehab.go.jp/ri/departj/hosougu/R-and-D/research-pro-1/>
(ともに2023年5月11日参照)
- [4] 日本銀行. 企業物価指数.
https://www.boj.or.jp/statistics/pi/cgpi_release/index.htm
(2023年5月11日参照)
- [5] 日本銀行. 政策委員会金融政策決定会合議事要旨 (2023年3月9、10日開催分), 2023.
https://www.boj.or.jp/mopo/mpmsche_minu/mini_2023/g230310.pdf
(2023年5月11日参照)
- [6] 厚生労働省. 補装具費事務取扱指針, 通知 令和4年3月31日障発 0331 第4号, 2022.
<https://www.mhlw.go.jp/content/000922965.pdf>
なお、当該通知の最新版については、下記ページ内にリンクがある。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/yogu/
(2023年5月11日参照)
- [7] 厚生労働省. 消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて, 通知 令和5年3月31日障企発 0331 第1号, 2023.
<https://www.mhlw.go.jp/content/001081977.pdf>
なお、当該通知の最新版については、下記ページ内にリンクがある。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/yogu/
(2023年5月11日参照)

[8] 厚生労働省. 福祉行政報告例.

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>

令和 2 年度の補装具購入件数に関する統計データのダウンロードページは下記である。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450046&tstat=000001034573&cycle=8&tclass1=000001160146&tclass2=000001160148&tclass3val=0>

令和 3 年度の補装具購入件数に関する統計データのダウンロードページは下記である。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450046&tstat=000001034573&cycle=8&tclass1=000001200200&tclass2=000001200202&tclass3val=0>

(ともに 2023 年 5 月 11 日参照)

[9] テクノエイド協会. 補装具費支給事務ガイドブック 平成 30 年度 告示改正対応版, 2018.

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307895.pdf>

(2023 年 5 月 11 日参照)

付録 調査票

1 補聴器（調査先：日本補聴器販売店協会会員）

価格変化に関する調査：

補聴器

貴事業所で販売している補聴器のうち、下記の条件を満たすものについて、おたずねします。

- 補装具費支給制度基準内の機器と同等の機能を持つ機種であること。
- 期間1（令和4年8月～令和5年1月）と期間2（令和2年4月～令和3年3月）の両時点で販売実績があること。
- 補装具費として支給対象外の場合（完全自費購入等）も含まれます。

設問①

- 上記の条件を満たす補聴器で販売数が多い上位5機種を対象とします。（※該当する機種が5機種に満たない場合は、あるだけお書きください。）
- 自社製造品の場合は卸販売価格、輸入または国内仕入れ品の場合は仕入れ価格を対象とします。
- A：対象となる機種が該当する補装具基準の名称を選んでください。
- B：対象となる機種の種別（自社製造品、国内仕入れ品、輸入品）を選んでください。
- C：対象となる機種の令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における販売数をお書きください。
- D：仕入れ価格（または卸価格）の変化率（期間1の仕入れ値E÷期間2の仕入れ値F×100）をお書きください。

以下の項目の記入は任意です。回答可能な場合はご記入ください。

- E：期間1（令和4年8月～令和5年1月）における仕入れ価格（または卸価格）の最高値
- F：期間2（令和2年4月～令和3年3月）における仕入れ価格（または卸価格）の最高値
- G：対象となる機種名・型番

※各機種に細かい仕様のバリエーション違いがある場合、各行についてD欄とE欄とで同一のものの販売価格を記入するようにしてください。（E欄・F欄の価格の変化率を調べますので、対象機種の仕様や付属品の構成などが異なるようにしてください）。

番号	A 基準に該当する名称 (選択肢よりお選びください。)	B 種別 (選択肢よりお選びください)	C 令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における販売数 単位：台	D 仕入れ（または卸ろし）価格の 変化率 (E÷F)×100	仕入れ価格（記入は任意です。）		G 機種名・型番 (記入は任意です。)
					E 期間1 (令和4年8月～令和5年1月)に おける仕入れ（または卸ろし） 価格の最高値 単位：円	F 期間2 (令和2年4月～令和3年3月)に おける仕入れ（または卸ろし） 価格の最高値 単位：円	
例	高度難聴用耳かけ型	輸入品	50	110.00	55,000	50,000	〇〇〇〇・ABCD-12
1							
2							
3							
4							
5							

設問② 補装具費支給制度における補聴器の取り扱いについてご意見がありましたらご記入ください。（自由記載）

2 車椅子など（調査先：日本車椅子シーティング協会会員）

価格変化に関する調査：

1. 車椅子

貴事業所で販売している車椅子のうち、下記の条件を満たすものについて、おたずねします。

- ・補装具費支給制度基準内の機器と同等の機能を持つ機種であること。
- ・期間1（令和4年8月～令和5年1月）と期間2（令和2年4月～令和3年3月）の両時点で販売実績があること。
- ・補装具費として支給対象外の機種（完全自費購入等）も含まれます。

設問は以下のとおりです。

- ・上記の条件を満たす車椅子で**販売数が多い上位5機種**を対象とします。（※該当する機種が5機種に満たない場合は、あるだけお書きください。）
- ・**A：対象となる機種が該当する補装具基準の名称を選んでください。**
- ・**B：対象となる機種の令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における販売数**をお書きください。
- ・**C：仕入れ価格の変化率**（期間1の仕入れ値D÷期間2の仕入れ値E×100）をお書きください。

以下の項目の記入は任意です。回答可能な場合はご記入ください。

- ・**D**:期間1（令和4年8月～令和5年2月）における**仕入れ価格**
- ・**E**:期間2（令和2年4月～令和3年2月）における**仕入れ価格**
- ・**F**:対象となる**機種名・型番**

※各機種に細かい仕様のバリエーション違いがある場合、各行についてD欄とE欄とで同一のものの販売価格を記入するようにしてください。（D欄・E欄の価格の変化率を調べますので、対象機種の仕様や付属品の構成などが異ならないようにしてください）。

番号	A 基準に該当する名称 (選択肢よりお選びください。)	B 令和3年度（令和3年 4月～令和4年3月） における販売数 単位：台	C 仕入れ価格の変化率 (D÷E) × 100	仕入れ価格（記入は任意です。）		F 機種名・型番 (記入は任意です。)
				D 期間1（令和4年8月～ 令和5年1月）における 仕入れ価格 単位：円	E 期間2（令和2年4月～ 令和3年3月）における 仕入れ価格 単位：円	
1						
2						
3						
4						
5						

価格変化に関する調査：

2. 電動車椅子

貴事業所で販売している電動車椅子のうち、下記の条件を満たすものについて、おたずねします。

- ・補装具費支給制度基準内の機器と同等の機能を持つ機種であること。
- ・期間1（令和4年8月～令和5年1月）と期間2（令和2年4月～令和3年3月）の両時点で販売実績があること。
- ・補装具費として支給対象外の機種（完全自費購入等）も含まれます。

設問は以下のとおりです。

・上記の条件を満たす電動車椅子で販売数が多い上位5機種を対象とします。（※該当する機種が5機種に満たない場合は、あるだけお書きください。）

- ・A：対象となる機種が該当する補装具基準の名称を選んでください。
- ・B：対象となる機種の令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における販売数をお書きください。
- ・C：仕入れ価格の変化率（期間1の仕入れ値D÷期間2の仕入れ値E×100）をお書きください。

以下の項目の記入は任意です。回答可能な場合はご記入ください。

- ・D:期間1（令和4年8月～令和5年2月）における仕入れ価格
- ・E:期間2（令和2年4月～令和3年2月）における仕入れ価格
- ・F：対象となる機種名・型番

※各機種に細かい仕様のバリエーション違いがある場合、各行についてD欄とE欄とで同一のものの販売価格を記入するようにしてください。

(D欄・E欄の価格の変化率を調べますので、対象機種の仕様や付属品の構成などが異ならないようにしてください)。

番号	A 基準に該当する名称 (選択肢よりお選びください。)	B 令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における販売数 単位：台	C 仕入れ価格の変化率 (D÷E) × 100	仕入れ価格（記入は任意です。）		F 機種名・型番 (記入は任意です。)
				D 期間1（令和4年8月～令和5年1月）における仕入れ価格 単位：円	E 期間2（令和2年4月～令和3年3月）における仕入れ価格 単位：円	
1						
2						
3						
4						
5						

価格変化に関する調査：

3. 歩行器

貴事業所で販売している歩行器のうち、下記の条件を満たすものについて、おたずねします。

- ・補装具費支給制度基準内の機器と同等の機能を持つ機種であること。
- ・期間1（令和4年8月～令和5年1月）と期間2（令和2年4月～令和3年3月）の両時点で販売実績があること。
- ・補装具費として支給対象外の機種（完全自費購入等）も含まれます。

設問は以下のとおりです。

- ・上記の条件を満たす歩行器で**販売数が多い上位5機種**を対象とします。（※該当する機種が5機種に満たない場合は、あるだけお書きください。）
- ・**A**：対象となる機種が該当する補装具基準の名称を選んでください。
- ・**B**：対象となる機種の令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における**販売数**をお書きください。
- ・**C**：**仕入れ価格の変化率**（期間1の仕入れ値D÷期間2の仕入れ値E×100）をお書きください。

以下の項目の記入は任意です。回答可能な場合はご記入ください。

・**D**:期間1（令和4年8月～令和5年2月）における**仕入れ価格**

・**E**:期間2（令和2年4月～令和3年2月）における**仕入れ価格**

・**F**：対象となる**機種名・型番**

※各機種に細かい仕様のバリエーション違いがある場合、各行についてD欄とE欄とで同一のものの販売価格を記入するようにしてください。（D欄・E欄の

番号	A 基準に該当する名称 (選択肢よりお選びください。)	B 令和3年度（令和3年4月～ 令和4年3月）における販売 数 単位：台	C 仕入れ価格の変化率 (D÷E) × 100	仕入れ価格（記入は任意です。）		F 機種名・型番 (記入は任意 です。)
				D 期間1（令和4年8月～令和5年1 月）における仕入れ価格 単位：円	E 期間2（令和2年4月～ 令和3年3月）における 仕入れ価格 単位：円	
1						
2						
3						
4						
5						

価格変化に関する調査：

4. 歩行補助つえ

貴事業所で販売している歩行補助つえのうち、下記の条件を満たすものについて、おたずねします。

- ・補装具費支給制度基準内の機器と同等の機能を持つ機種であること。
- ・期間1（令和4年8月～令和5年1月）と期間2（令和2年4月～令和3年3月）の両時点で販売実績があること。
- ・補装具費として支給対象外の機種（完全自費購入等）も含まれます。

設問は以下のとおりです。

・上記の条件を満たす歩行補助つえで**販売数が多い上位5機種**を対象とします。（※該当する機種が5機種に満たない場合は、あるだけお書きください。）

- ・**A**：対象となる機種が該当する補装具基準の名称を選んでください。
- ・**B**：対象となる機種の令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における**販売数**をお書きください。
- ・**C**：**仕入れ価格の変化率**（期間1の仕入れ値D÷期間2の仕入れ値E×100）をお書きください。

以下の項目の記入は任意です。回答可能な場合はご記入ください。

・**D**:期間1（令和4年8月～令和5年2月）における**仕入れ価格**

・**E**:期間2（令和2年4月～令和3年2月）における**仕入れ価格**

・**F**：対象となる**機種名・型番**

※各機種に細かい仕様のバリエーション違いがある場合、各行についてD欄とE欄とで同一のものの販売価格を記入するようにしてください。（D欄・E欄の価格の変化率を調べますので、対象機種の仕様や付属品の構成などが異ならないようにしてください）。

番号	A 基準に該当する名称 (選択肢よりお選びください。)	B 令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における 販売数 単位：台	C 仕入れ価格の変化率 (D÷E) × 100	仕入れ価格（記入は任意です。）		F 機種名・型番 (記入は任意です。)
				D 期間1（令和4年8月～令和5年1月）における仕 入れ価格 単位：円	E 期間2（令和2年4月～令和3年3月）における 仕入れ価格 単位：円	
1						
2						
3						
4						
5						

価格変化に関する調査：

5.座位保持椅子

貴事業所で販売している座位保持椅子のうち、下記の条件を満たすものについて、おたずねします。

- ・補装具費支給制度基準内の機器と同等の機能を持つ機種であること。
- ・期間1（令和4年8月～令和5年1月）と期間2（令和2年4月～令和3年3月）の両時点で販売実績があること。
- ・補装具費として支給対象外の機種（完全自費購入等）も含まれます。

設問は以下のとおりです。

- ・上記の条件を満たす座位保持椅子で販売数が多い上位5機種を対象とします。（※該当する機種が5機種に満たない場合は、あるだけお書きください。）
- ・**A：記入不要です。**
- ・**B：**対象となる機種の令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における**販売数**をお書きください。
- ・**C：****仕入れ価格の変化率**（期間1の仕入れ値D÷期間2の仕入れ値E×100）をお書きください。

以下の項目の記入は任意です。回答可能な場合はご記入ください。

- ・**D:**期間1（令和4年8月～令和5年2月）における**仕入れ価格**
- ・**E:**期間2（令和2年4月～令和3年2月）における**仕入れ価格**
- ・**F：**対象となる**機種名・型番**

※各機種に細かい仕様のバリエーション違いがある場合、各行についてD欄とE欄とで同一のものの販売価格を記入するようにしてください。（D欄・E欄の価格の変化率を調べますので、対象機種の仕様や付属品の構成などが異なるようにしてください）。

番号	A 基準に該当する名称 (選択肢よりお選びください。)	B 令和3年度（令和3年4月～ 令和4年3月）における販売 数 単位：台	C 仕入れ価格の変化率 (D÷E)×100	仕入れ価格（記入は任意です。）		F 機種名・ 型番 (記入は 任意で
				D 期間1（令和4年8月～令 和5年1月）における仕入 れ価格 単位：円	E 期間2（令和2年4月～ 令和3年3月）における 仕入れ価格 単位：円	
1						
2						
3						
4						
5						

価格変化に関する調査：

6.起立保持具

貴事業所で販売している起立保持具のうち、下記の条件を満たすものについて、おたずねします。

- ・補装具費支給制度基準内の機器と同等の機能を持つ機種であること。
- ・期間1（令和4年8月～令和5年1月）と期間2（令和2年4月～令和3年3月）の両時点で販売実績があること。
- ・補装具費として支給対象外の機種（完全自費購入等）も含まれます。

設問は以下のとおりです。

・上記の条件を満たす起立保持具で販売数が多い上位5機種を対象とします。（※該当する機種が5機種に満たない場合は、あるだけお書きください。）

・A：記入不要です。

・B：対象となる機種の令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における販売数をお書きください。

・C：仕入れ価格の変化率（期間1の仕入れ値D÷期間2の仕入れ値E×100）をお書きください。

以下の項目の記入は任意です。回答可能な場合はご記入ください。

・D:期間1（令和4年8月～令和5年2月）における仕入れ価格

・E:期間2（令和2年4月～令和3年2月）における仕入れ価格

・F：対象となる機種名・型番

※各機種に細かい仕様のバリエーション違いがある場合、各行についてD欄とE欄とで同一のものの販売価格を記入するようにしてください。

（D欄・E欄の価格の変化率を調べますので、対象機種の仕様や付属品の構成などが異なるようにしてください）。

番号	A 基準に該当する名称 (選択肢よりお選びください。)	B 令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における販売数 単位：台	C 仕入れ価格の変化率 (D÷E) × 100	仕入れ価格（記入は任意です。）		F 機種名・ 型番 (記入は 任意で す。)
				D 期間1（令和4年8月～ 令和5年1月）における 仕入れ価格 単位：円	E 期間2（令和2年4月～令 和3年3月） における仕入 れ価格 単位：円	
1						
2						
3						
4						
5						

価格変化に関する調査：

7. 頭部保持具

貴事業所で販売している頭部保持具のうち、下記の条件を満たすものについて、おたずねします。

- ・ 補装具費支給制度基準内の機器と同等の機能を持つ機種であること。
- ・ 期間1（令和4年8月～令和5年1月）と期間2（令和2年4月～令和3年3月）の両時点で販売実績があること。
- ・ 補装具費として支給対象外の機種（完全自費購入等）も含まれます。

設問は以下のとおりです。

・ 上記の条件を満たす頭部保持具で販売数が多い上位5機種を対象とします。（※該当する機種が5機種に満たない場合は、あるだけお書きください。）

・ **A：記入不要です。**

・ **B：**対象となる機種の令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における**販売数**をお書きください。

・ **C：****仕入れ価格の変化率**（期間1の仕入れ値D÷期間2の仕入れ値E×100）をお書きください。

以下の項目の記入は任意です。回答可能な場合はご記入ください。

・ **D:**期間1（令和4年8月～令和5年2月）における**仕入れ価格**

・ **E:**期間2（令和2年4月～令和3年2月）における**仕入れ価格**

・ **F：**対象となる**機種名・型番**

※各機種に細かい仕様のバリエーション違いがある場合、各行についてD欄とE欄とで同一のものの販売価格を記入するようにしてください。

（D欄・E欄の価格の変化率を調べますので、対象機種の仕様や付属品の構成などが異なるようにしてください）。

番号	A 基準に該当する名称 (選択肢よりお選びください。)	B 令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における販売数 単位：台	C 仕入れ価格の変化率 (D÷E) × 100	仕入れ価格（記入は任意です。）		F 機種名・型番 (記入は任意です。)
				D 期間1（令和4年8月～令和5年1月）における仕入れ価格 単位：円	E 期間2（令和2年4月～令和3年3月）における仕入れ価格 単位：円	
1						
2						
3						
4						
5						

価格変化に関する調査：

8.排便補助具

貴事業所で販売している排便補助具のうち、下記の条件を満たすものについて、おたずねします。

- ・補装具費支給制度基準内の機器と同等の機能を持つ機種であること。
- ・期間1（令和4年8月～令和5年1月）と期間2（令和2年4月～令和3年3月）の両時点で販売実績があること。
- ・補装具費として支給対象外の機種（完全自費購入等）も含まれます。

設問は以下のとおりです。

・上記の条件を満たす排便補助具で販売数が多い上位5機種を対象とします。（※該当する機種が5機種に満たない場合は、あるだけお書きください。）

・A：記入不要です。

・B：対象となる機種の令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における販売数をお書きください。

・C：仕入れ価格の変化率（期間1の仕入れ値D÷期間2の仕入れ値E×100）をお書きください。

以下の項目の記入は任意です。回答可能な場合はご記入ください。

・D:期間1（令和4年8月～令和5年2月）における仕入れ価格

・E:期間2（令和2年4月～令和3年2月）における仕入れ価格

・F：対象となる機種名・型番

※各機種に細かい仕様のバリエーション違いがある場合、各行についてD欄とE欄とで同一のものの販売価格を記入するようにしてください。

（D欄・E欄の価格の変化率を調べますので、対象機種の仕様や付属品の構成などが異なるようにしてください）。

番号	A 基準に該当する名称 (選択肢よりお選びください。)	B 令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）における販売数 単位：台	C 仕入れ価格の変化率 (D÷E) × 100	仕入れ価格（記入は任意です。）		F 機種名・ 型番 (記入は 任意で す。)
				D 期間1（令和4年8月～ 令和5年1月）における 仕入れ価格 単位：円	E 期間2（令和2年4月～令 和3年3月） における仕入 れ価格 単位：円	
1						
2						
3						
4						
5						